

こころの居場所づくり事業について

健康対策室健康課

富山県では、こころに悩みを抱えた若者等に対し、精神疾患に関する普及啓発や気軽に悩みを相談できる居場所を開設しています。

【こころの居場所の概要】

- (1) 名 称: CAFE ゆりの木
- (2) 設置場所: 社会福祉法人 富山県精神保健福祉協会 ゆりの木の里内
(富山市五福 474 番地2)
- (3) 開 設 日: 平日の月曜日～水曜日
- (4) 開設時間: 午後1時から午後5時まで
- (5) 体 制: 専門職(精神保健福祉士等)等を配置
(令和7年7月7日(月曜日)オープン)
- (6) 事業内容: 無料で利用できる居場所の提供(予約不要・飲食は有料)
有資格者による相談対応(要予約)
幅広い図書の貸出による精神保健福祉に関する普及啓発

【こころの居場所づくり事業イメージ】

こころの居場所

・ 設置場所／ゆりの木の里 3 階



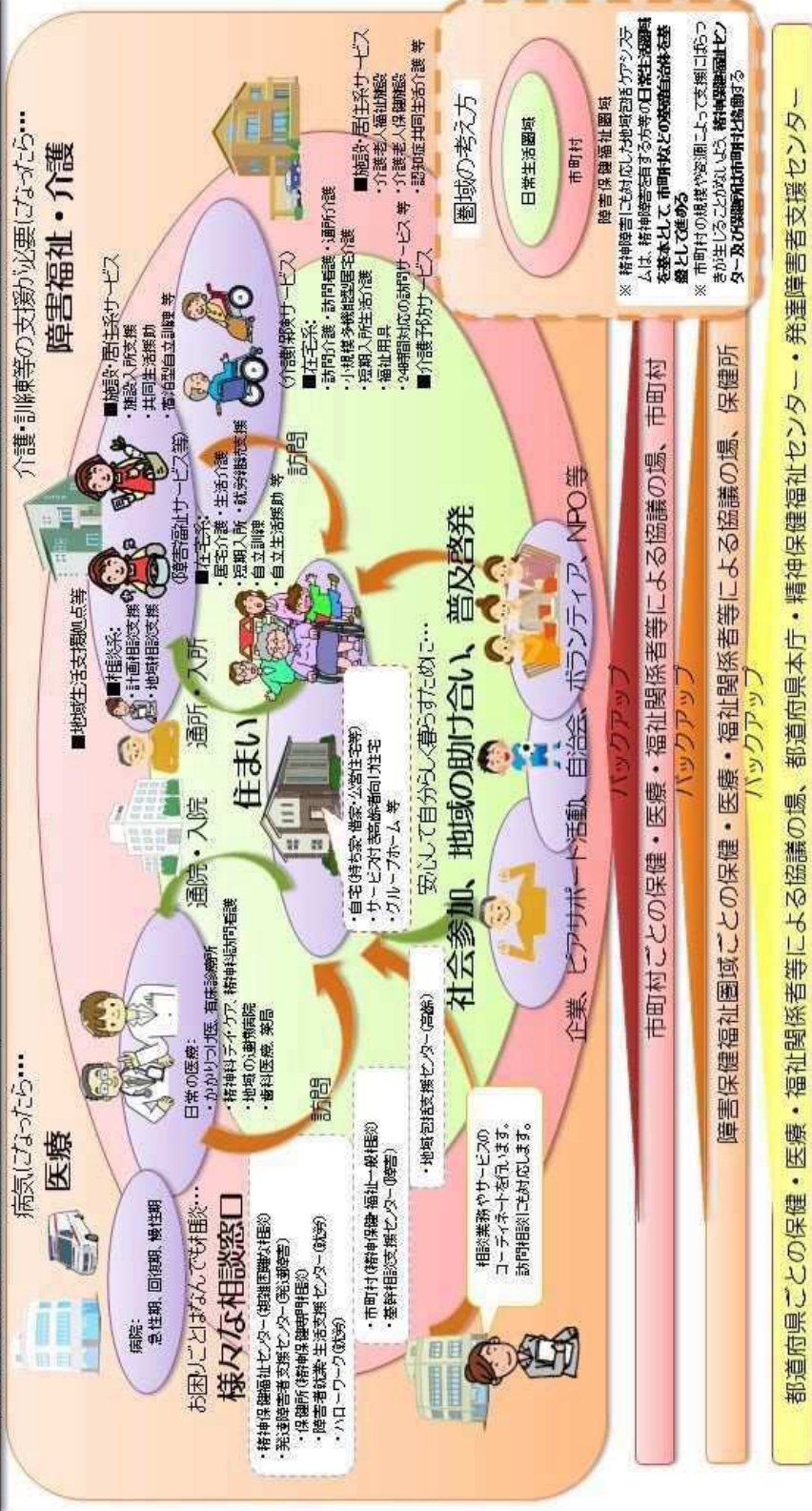
- ・ 対象者／悩みを抱えた若者をはじめ精神障害の有無や程度、年齢を問わず、誰でも
- ・ 体制／専門職(精神保健福祉士等)等を配置し、随時相談対応。
メンタルヘルスに課題があり、専門的な支援が必要な方は、心の健康センターや厚生センター・保健所、民間支援団体等につなげる
- ・ 周知広報／富山大学やヤングジョブとやま等に事業を紹介したり、県の公式 SNS なども活用し、広報するとともに、医療機関、障害福祉サービス事業所等に案内し、精神科病院退院後の居場所として紹介。



医療福祉：県内各医療機関、障害福祉サービス事業所等
行政機関：心の健康センター（ひきこもり地域支援センター、自殺対策推進センター）、厚生センター・保健所等
関係機関：富山大学、ヤングジョブとやま、民間支援団体等

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書（概要）

（令和3年3月18日）

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際しては、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等（以下「精神障害を有する方等」とする。）の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る基本的な事項

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築する。
- 「地域共生社会」は、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方であり、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」と解され、地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- 重層的な連携による支援体制は、精神障害を有する方等一人ひとりの「本人の困りごと等」に寄り添い、本人の意思が尊重されるよう情報提供等やマネジメントを行い、適切な支援を可能とする体制である。
- 同システムにおいて、精神障害を有する方等が必要な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を受け、その疾患について周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活することができるよう、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することは、最も重要な要素の一つであり、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用する等普及啓発の方法を見直し、態度や行動の変容までつなげることができることを意識した普及啓発の設計が必要である。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する要素

地域精神保健及び障害福祉

- 市町村における精神保健に関する相談指導等について、制度的な位置付けを見直す。
- 長期在院者への支援について、市町村が精神科病院との連携を前提に、病院を訪問し利用可能な制度の説明等を行う取組を、制度上位位置付ける。

社会参加

- 社会的な孤立を予防するため、地域で孤立しないよう伴走し、支援することや助言等を行うことができる支援体制を構築する。
- 精神障害を有する方等と地域住民との交流の促進や地域で「はたらく」ことの支援が重要。

当事者・ピアサポーター

- ピアサポーターによる精神障害を有する方等への支援の充実を図る。
- 市町村等はピアサポーターや精神障害を有する方等の、協議の場への参画を推進。

精神障害を有する方等の家族

- 精神障害を有する方等の家族にとって、必要な時に適切な支援を受けられる体制が重要。
- 市町村等は協議の場に家族の参画を推進し、わかりやすい相談窓口の設置等の取組の推進。

人材育成

- 「本人の困りごと等」への相談指導等や伴走し、支援を行うことができる人材及び地域課題の解決に向けて関係者との連携を担う人材の育成と確保が必要である。

1

C

A

F

E



外出の第一歩として安心して
過ごせる空間を用意していま
す。

自宅ではない新しい居場所と
してお気軽にお越しください。



@CAFE_YURINOKI



ゆ

り

の

木



富山市五福474番地2
ゆりの木の里 3F

毎週 月・火・水
13:00~17:00

TEL 070-5540-2639

- ★利用料は無料、飲食は有料です
- ★カフェ利用は予約不要です
- ★相談希望の場合は要予約
- ★都合により営業日の振替があります

本事業は令和7年度精神保健福祉普及啓発事業「こころの居場所づくり事業」として富山県から委託を受けています